

公 告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和 8 年 4 月 1 日

東村長 當 山 全 伸



1 業務概要

東村は、少子化が進み村内の学校は、少人数学級、複式学級が増加傾向にある。また、学習塾が遠隔地にあるなどの学力向上機会の不利性を ICT 等のデジタル技術の活用によって解消し、小学生及び中学生に対し、質の高い教育サービスを提供するオンライン学習塾を実施することにより、課題の解決と持続可能な地域づくりを目指す。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 東村オンライン学習塾支援業務
- (2) 業 務 内 容 東村オンライン学習塾支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委託業務期間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 8 日まで（予定）
- (4) 委託限度額

限 度 額：10,117 千円

なお、この費用には委託業務の全てが含まれていると共に、委託者との打ち合わせに要する費用も含まれる。

3 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

(10) 本業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。

(11) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、業務を円滑に推進する能力を有する者であること。

ウ 全ての構成員が応募資格(1)～(10)までの要件を満たし、代表する法人が応募資格の要件を満たすこと。

エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

#### 4 応募方法

「東村オンライン学習塾支援業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり。

※ 実施要領は、東村のホームページに掲載しています。

#### 5 連絡先・提出先

東村教育委員会 担当 比嘉

〒905-1292 沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地

TEL : 0980-43-2130

E-Mail : kyoiku@vill.okinawa-higashi.lg.jp